

写

議案第三十五号

穴鴨地区農村基盤総合整備事業の経費の賦課基準並びに

その徴収の時期及び方法について

次のとおり穴鴨地区農村基盤総合整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十三年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

記

一 事業の名称

農村基盤総合整備事業

二 施行場所

東伯郡三朝町大字穴幡・下西谷及び上西谷地内

三 経費の賦課基準

事業費の二十五パーセントを各事業の受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期

工事に着手した日の翌日から 工事完了年度の三月三十一日までの間

五 徴収方法

金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。